

◎山村振興法の一部を改正する法律案新旧対照表

○山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標及び国等の責務を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的かつ持続的な発展を促進し、山村における地域の特性を生かした産業の成長発展等による経済力の培養と住民の福祉の向上並びに山村への移住、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条の二 山村の振興は、山村の有する<u>農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに<u>地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条の二 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を</p>

にわたる機能（以下「山村の有する多面的機能」という。）が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、山村における農林水産業の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 山村の振興は、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成並びに山村への移住並びに山村における定住及び特定居住（広域的・地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。以下同じ。）並びに地域間交流の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

（山村振興の目標）

第三条 山村の振興は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条第一項において単に「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のた

享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 山村の振興は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

（山村振興の目標）

第三条 山村の振興は、前条の基本理念（次条及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、

めの交通手段の確保を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通の機能を確保し及び向上させること。

一の二 通信施設の整備等を図ることにより、山村におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。）の形成を促進すること。

二 農道、林道、牧道等の整備、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。

四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備、防災体制の強化等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確

山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。

〔新設〕

二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。

四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。

五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その

保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し及び育成すること。

(国の責務)

第四条 国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

2| 国は、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、第三条の目標を達

他の福祉の増進、教育環境の整備、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

〔新設〕

(国の施策)

〔新設〕

第四条 国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、第三条の目標を達

成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

2| 都道府県は、山村の振興のため、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならない。

(山村振興基本方針)

第七条の二 [略]

2 山村振興基本方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 [略]

二 交通体系の整備に関する基本的な事項

二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する基本的な事項

三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等産業の振興のための施策に関する基本的な事項

成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

[新設]

(山村振興基本方針)

第七条の二 [略]

2 山村振興基本方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 [略]

二 交通通信体系の整備、山村における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的な事項

[新設]

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する基本的な事項

三の二 防災体制の強化のための施策に関する基本的な事項

四 医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する基本的な事項

五 施設及び集落の整備に関する基本的な事項

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する基本的な事項

3 山村振興基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第八号に掲げる防災基本計画、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画及び水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第十三条第一項に規定する水循環基本計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 ～ 7 〔略〕

〔新設〕

四 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する基本的な事項

五 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する基本的な事項

〔新設〕

3 山村振興基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならない。

4 ～ 7 〔略〕

(山村振興計画)

第八条 〔略〕

2 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 〔略〕

二 交通体系の整備に関する事項

二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する事項

三 農林水産業の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業（振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進等産業の振興のための施策に関する事項

三の二 防災体制の強化のための施策に関する事項

四 医療の確保、介護サービス及び障害福祉サービスの確保、高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進、子育て環境の確保、

(山村振興計画)

第八条 〔略〕

2 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 〔略〕

二 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する事項

〔新設〕

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業（振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する事項

〔新設〕

四 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のた

教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項

五 施設及び集落の整備に関する事項

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する事項

3 〔略〕

4 産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 〔略〕

二 地域資源を活用する製造業（振興山村において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業をいう。）、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種

三・四 〔略〕

5 ㉟ 〔略〕

第十二条から第十六条まで 削除

めの施策に関する事項

五 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

〔新設〕

3 〔略〕

4 産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 〔略〕

二 地域資源を活用する製造業（振興山村において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業をいう。第十四条において同じ。）、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種

三・四 〔略〕

5 ㉟ 〔略〕

第十二条及び第十三条 削除

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第

二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、特定振興

山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第十五条及び第十六条 削除

(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、振興山村内の交流及び振興山村とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化等)

第十八条 国及び地方公共団体は、振興山村における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、農林水産業その他の産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実、都市等との地域間交流の促進等を図るとともに、振興山村におけるデジタル社会の形成に資するよう、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用~~の推進~~について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進に

〔新設〕

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第十八条 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、都市等との地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

〔新設〕

ついて適切な配慮をするものとする。

2) 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(森林の整備及び保全の推進等)

第十八条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における森林の適正な整備及び保全の推進等により山村の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病害虫の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十八条の四 〔略〕

(就業の促進)

第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしよう

〔新設〕

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第十八条の二 〔略〕

〔新設〕

とする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上（高齢者を対象とするものを含む。）のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（防災に関する施策の推進）

第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう。）の観点を踏まえ、災害を防除し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。

- 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備
- 二 防災上必要な教育及び訓練の実施
- 三 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅

〔新設〕

速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化

(感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等)

第十八条の七 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係るサービスを享受できるよう適切な配慮をするものとする。

(医療の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療（振興山村の住民等又は医療機関等と当該振興山村の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。次項において同じ。）の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。同項において同じ。）の整備等の事業が実施されるよう努めなければならない。

〔新設〕

(医療の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。）の整備等の事業が実施されるよう努めなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、振興山村の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療の実施及びそのための施設の設定、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等及び障害福祉サービス等の確保等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

2| 国及び地方公共団体は、振興山村における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律

〔新設〕

(介護給付等対象サービス等の確保等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

〔新設〕

第百六十四号) 第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等(以下この項において「障害福祉サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

2| 国及び地方公共団体は、振興山村における児童の福祉の増進及び子育て環境の確保を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設(前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。)の整備等について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、振興山村と他の地域との間

(高齢者の居住用施設の整備等)

第二十条 国及び地方公共団体は、振興山村における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等及び高齢者がその能力を発揮するための就業の機会の確保等について適切な配慮をするものとする。

〔新設〕

〔新設〕

の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、振興山村における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた建造物その他の有形の文化的所産及び演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産、山村における年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等、山村における城跡その他の遺跡並びに山村の風土等により形成された景観地の保存及び活用並びにこれらの担い手の育成について適切な措置が講せられるよう努めるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

〔削る〕

(地域文化の振興等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講せられるよう努めるとともに、山村における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(都市と山村の交流等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止等)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の安全の確保その他の生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣を地域における資源として有効に活用することができるよう、その食品等としての利用の促進について適切な配慮をするものとする。

(教育環境の整備)

第二十一条の三 〔略〕

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、振興山村の区域の内外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。

(移住等の促進に資する生活環境の整備)

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村への移住並びに振興山村における定住及び特定居住並びに振興山村における持続

(鳥獣被害の防止)

第二十一条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における生活環境の保全、農林水産業の振興等を図るため、鳥獣による被害の防止について適切な配慮をするものとする。

〔新設〕

(教育環境の整備)

第二十一条の四 〔略〕

2 国及び地方公共団体は、子どもの心身の健やかな成長に資するため、振興山村の区域外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。

〔新設〕

可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備（空家の活用によるものを含む）、水の確保、汚水及び廃棄物の処理、振興山村において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進）

第二十一条の五 国及び地方公共団体は、振興山村への移住及び振興山村における特定居住の促進を図るため、振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

（都市等と山村の交流の促進等）

第二十一条の六 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等を含め山村に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した山村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と山村との間の交流の促進、公衆

〔新設〕

【参照掲載】

（都市と山村の交流等）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

の保健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮
をするものとする。

〔新設〕

（地域社会の担い手となる人材の育成等）

第二十一条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を
生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展が図られるよう、地域
社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわりな
く、多様な住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平
成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
をいう。）、特定地域づくり事業協同組合（地域人口の急減に対処
するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法
律第六十四号）第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同
組合をいう。）、事業者その他の山村との関わりを持つ者との間の
緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするも
のとする。

〔新設〕

（自然環境の保全及び再生）

第二十一条の八 国及び地方公共団体は、振興山村における自然環
境の保全及び再生（自然景観の保全を含む。）に資するための措置
について適切な配慮をするものとする。

〔新設〕

(規制の見直し)

第二十一条の九 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が振興山村である地方公共団体から提案があつたときは、山村の振興を図るため、振興山村の自然的・経済的・社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

附 則

1 [略]

2 この法律は、令和十七年三月三十一日限りその効力を失う。

3・4 [略]

[新設]

附 則

1 [略]

2 この法律は、平成三十七年三月三十一日限りその効力を失う。

3・4 [略]

改正案		現行	
附 則		附 則	
（所掌事務の特例）		（所掌事務の特例）	
<p>第二条〔略〕</p> <p>2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>第二条〔略〕</p> <p>2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期 限	事 務	期 限	事 務
令和二年三月三十一日	〔略〕	令和二年三月三十一日	〔略〕
令和九年三月三十一日	〔略〕	令和七年三月三十一日	<u>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>
令和十一年三月三十一日	〔略〕	令和九年三月三十一日	〔略〕
		令和十一年三月三十一日	〔略〕

令和十三年三月三十一日	〔略〕
令和十五年三月三十一日	〔略〕
令和十七年三月三十一日	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日	〔略〕

令和十三年三月三十一日	〔略〕
令和十五年三月三十一日	〔略〕
令和十七年三月三十一日	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日	〔略〕

改正案		現行	
附 則		附 則	
（所掌事務の特例）		（所掌事務の特例）	
<p>第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期限	事務	期限	事務
〔削る〕	〔削る〕	令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和九年三月三十一日	〔略〕	令和九年三月三十一日	〔略〕
令和十一年三月三十一日	〔略〕	令和十一年三月三十一日	〔略〕
令和十三年三月三十一日	〔略〕	令和十三年三月三十一日	〔略〕

2 〔略〕

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

令和十五年三月三十一日	〔略〕
令和十七年三月三十一日	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2 〔略〕

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

令和十五年三月三十一日	〔略〕
令和十七年三月三十一日	〔新設〕
	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

期限	法律
〔削る〕	〔削る〕
令和九年三月三十一日	〔略〕
令和十五年三月三十一日	〔略〕
令和十七年三月三十一日	山村振興法 半島振興法

（地方支分部局の所掌事務の特例）

第九条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

期限	事務
〔削る〕	〔削る〕
令和九年三月三十一日	〔略〕

期限	法律
令和七年三月三十一日	山村振興法
令和九年三月三十一日	〔略〕
令和十五年三月三十一日	〔略〕
令和十七年三月三十一日	〔新設〕 半島振興法

（地方支分部局の所掌事務の特例）

第九条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

期限	事務
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整 その他当該計画の推進に関する事務
令和九年三月三十一日	〔略〕

2

〔略〕

令和十五年三月三十 一日	〔略〕
令和十七年三月三十 一日	振興山村の振興に関する総合的な政 策に係る計画に関する調査及び調整 その他当該計画の推進に関する事務 半島振興対策実施地域の振興に関す る総合的な政策に係る計画に関する 調査及び調整その他当該計画の推進 に関する事務

2

〔略〕

令和十五年三月三十 一日	〔略〕
令和十七年三月三十 一日	半島振興対策実施地域の振興に関す る総合的な政策に係る計画に関する 調査及び調整その他当該計画の推進 に関する事務